

令和 5 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

1 6 2	令和 4 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
1 6 3	令和 4 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
1 6 4	令和 4 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
1 6 5	令和 4 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
1 6 6	令和 4 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
1 6 7	綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
1 6 8	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例	4
1 6 9	動産の取得について（令和 5 年度はしご付き消防ポンプ自動車（3 5 m 級））	7
1 7 0	令和 5 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 3 号）	別 冊
1 7 1	令和 5 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報 告

6	令和 4 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	8
7	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	1 0
8	専決処分の報告について（綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	1 5

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 8 年綾瀬町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る感染症等接触手当の特例を廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例

綾瀬市火災予防条例（昭和 3 7 年綾瀬町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第 1 3 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 1 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 1 3 条第 4 項中「第 2 項並びにこの条第 1 項」を「第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 4 4 条第 1 3 号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ、キャビネ ット型こんろ・	14kW以下	100	15	15	15	注：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離
------------------	------------------	------------------	-----	-----------------------------------------------------	--------	-----	----	----	----	--------------------------------------

			グリル付こんろ ・グリドル付 こんろ			注		注	を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
	不 燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ、キャビネ ット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ	14kW以下	80	0		0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0		0	
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50	
	不 燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器		80	30		30	
上記に分類されな いもの		使用温度が800 以上のもの			250	200	300	200	
		使用温度が300 以上800 未 満のもの			150	100	200	100	
		使用温度が300 未満のもの			100	50	100	50	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の綾瀬市火災予防条例（以下「

新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

令和5年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

動産の取得について

次の動産を取得します。

- 1 動産の名称 令和5年度はしご付き消防ポンプ自動車(35m級)
- 2 契約金額 237,380,000円
- 3 契約の相手方 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司
- 4 契約の方法 一般競争入札
令和5年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和5年度はしご付き消防ポンプ自動車(35m級)を取得したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

令和4年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度綾瀬市一般会計継続費

令和4年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
8 土木費	2 道路橋りょう費	釜田橋・寺尾橋修繕工事	令和元年度
			令和2年度
			令和3年度
			令和4年度
		計	
		水頭橋・出口橋修繕工事	令和3年度
令和4年度			
計			

実 績				
支出済額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
89,979,791	38,133,000	28,000,000		23,846,791
163,711,824	61,475,000	22,500,000		79,736,824
253,691,615	99,608,000	50,500,000		103,583,615

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
79,733,000	33,944,000	24,900,000		20,889,000
82,800,000	35,250,000	25,900,000		21,650,000
36,800,000	15,667,000	11,500,000		9,633,000
55,669,000	14,353,000	10,500,000		30,816,000
255,002,000	99,214,000	72,800,000		82,988,000
42,700,000	23,485,000	17,200,000		2,015,000
42,700,000	23,485,000	17,200,000		2,015,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
79,733,000	33,944,000	24,900,000		20,889,000
82,800,000	35,250,000	25,900,000		21,650,000
53,179,791	22,466,000	16,500,000		14,213,791
108,042,824	47,122,000	12,000,000		48,920,824
1,310,385	394,000	22,300,000		20,595,615
42,700,000	23,485,000	17,200,000		2,015,000
42,700,000	23,485,000	17,200,000		2,015,000

令和5年9月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和5年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(1 2 . 6 3)	(1 7 . 6 3)	3 . 6 (2 5 . 0)	(3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 」と表示
- 2 将来負担額より充当可能財源等が多い場合は、「 」と表示
- 3 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	(2 0 . 0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「 」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

写

令和5年8月18日

綾瀬市長 古 塩 政 由 殿

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 金 江 大 志

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等の
審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等に
係る審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

公営企業の資金不足比率

2 審査期間

令和5年7月10日から同年8月8日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	(9.79) 赤字となっていない	12.63
連結実質赤字比率	(12.30) 赤字となっていない	17.63
実質公債費比率	3.6	25.0
将来負担比率	(12.3)	350.0

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、数値がマイナスの場合
は「 」と表記(マイナスの程度を()で表示)

イ 公営企業の資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	(28.1) 資金不足となっていない	20.0

資金不足額がない場合は「 」と表示(は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び公営企業の経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年9月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

写

専 決 処 分 書

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

令和5年8月8日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。